



令和6年12月6日

関東運輸局

輸送の安全確保等に関する警告書を発出しました

令和6年9月24日、国土交通省が設置している旅客船の通報窓口に対し、法令違反の疑いがある旨の情報があつたことを端緒として、下記の事業者に対し、関東運輸局が令和6年10月11日及び15日に海上運送法第25条第1項に基づく監査を実施したところ、令和5年9月4日に同社が運航する旅客船「セブンアイランド大漁」が熱海～大島航路において惹起した事故（機関停止及び岸壁への衝突。負傷者なし）について、運輸局及び海上保安官署に報告していなかった等、同社が定める安全管理規程を遵守しておらず、輸送の安全が確保されていない事実を確認しました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、輸送の安全の確保等に関する警告書を発出しましたので、お知らせ致します。

1. 発出年月日

令和6年12月6日(金)

2. 対象事業者

事業者の名称：東海汽船株式会社

本社の位置：東京都港区海岸1-16-1

代表者名：代表取締役社長 山崎 潤一

3. 警告の内容

以下に掲げる措置について、令和7年1月14日までに当局あて文書にて報告すること。

	警告事項	適用事項(違反点数)
①	安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	安全統括管理者の職務・権限違反 (2点)
②	運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。	運航管理者の職務・権限違反 (2点)

③	<p>船長は、安全管理規程第43条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置について、速やかに海上保安官署へ連絡すること。あわせて、自らが講じた措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。</p> <p>また、安全統括管理者は、安全管理規程第45条に基づき、運航管理者等からの連絡により事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより、速やかに経営トップへ報告し、必要な対応措置を講じること。</p>	<p>事故処理の未実施 (2点)</p>
④	<p>運航管理者は、安全管理規程第44条、第48条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署に事故の概要及び事故処理の状況を速報すること。</p>	<p>事故等の連絡体制の不備 (2点)</p>
<p>違反点数合計 (うち輸送の安全に関する違反点数計)</p>		<p>8点 (8点)</p>

※適用事項及び違反点数は「人の運送をする船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」(令和6年3月29日付国海安第183号ほか、以下「処分基準」)別表による。

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

処分基準2(3)に基づき、航路単位で累計した違反点数は以下の通り。

東海汽船株式会社の累計違反点数		
①	<p>東京～大島～神津島航路 (令和6年9月25日付の警告(セブンアイランド愛の漂流)による違反点数)</p>	<p>11点</p>
②	<p>熱海～大島航路 (今回の警告による違反点数)</p>	<p>8点</p>

※違反点数は付与した日から1年間を経過する日をもって消滅する。

【問い合わせ先】

関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 齊藤、土屋、神谷、金子
TEL:045-211-7230 FAX:045-201-8794

【配布先】 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙